

消費生活
緊急情報

第18号

平成21年8月17日

長時間にわたるマンションの
勧誘にご注意

突然、自宅に業者が訪れ、「持ち家に興味はありませんか。」というので、話を聞くことにしたが、6時間以上にわたってマンションの購入を勧められ、現地まで連れて行かれて契約してしまった、という相談が寄せられています。

賃貸住宅に住む独り暮らしの独身男性をターゲットに、執拗な電話勧誘や訪問販売でマンション購入を迫る業者には注意が必要です。

断るつもりでも、一旦会ってしまうと業者のペースに乗せられてしまいます。必要のない電話や訪問には一切応じないことが大切です。



相談多発地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)